# 特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会 第1回 議事録

日時 平成 29 年 9 月 8 日 (金) 14 時 00 分~15 時 40 分 場所 (株)三菱総合研究所 4 階 大会議室 C D

#### 1. 開会

○森部主任研究員 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第1回特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会を開催させていただきます。 委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本検討会の事務局を務めさせていただきます、三菱総合研究所の森部と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。議事に入りますまで、私が進行を務めさせていただき ます。

はじめに、環境省環境再生・資源循環局制度企画室の相澤室長から御挨拶をお願いいた します。

○相澤室長 環境省の相澤でございます。本日は誠にありがとうございます。簡単に御挨拶をさせていただきます。御承知のとおり、本日御議論いただきますのは、いわゆるバーゼル法の改正法の詳細な政令・省令事項でございます。

バーゼル法自体は先般、6月に四半世紀ぶりの改正をさせていただいたところでございます。この検討会の中では、その見直しの審議会の委員として活発に御議論いただいた方も多く入っていただいているところでございます。あらためて御礼を申し上げます。世界的に環境負荷の低減に役立っていくような改正であるとともに、資源、経済といった面からも、良い改正ができたのではないかと思っております。

他方で、今回の法改正は、とりわけ省令事項が多くございます。8月頭に開催されました環境省・経済産業省の合同審議会においても、座長の一人の中村座長からは、この改正に魂を込めるために検討作業をしっかり行ってください、という旨の御発言をいただいたところでございますが、魂は細部に宿ると言われているものでもございまして、その細部を決めていくというのがこの会合だと思っております。是非活発な御議論を頂ければと思っております。

年末の取りまとめを目指して、これから3回程度議論させていただくことになるかと思っております。バーゼル法は御承知のとおり、環境省・経済産業省の二つの省庁で連携して取り組んでいるものでございます。先ほどの改正内容の御紹介にもありましたとおり、環境負荷の低減、あるいは経済という観点から、どちらからもいい改正をさせていただいたと思っておりますので、本検討会での御議論の結果を踏まえて、両省でしっかり魂を込めていく作業をさせていただきたいと思っております。是非活発な御議論をよろしくお願いいたします。

○森部主任研究員 続きまして、経済産業省産業技術環境局環境指導室の田中室長から御 挨拶をお願いいたします。

〇田中室長 経済産業省の環境指導室の田中と申します。よろしくお願いいたします。本 日は第1回の検討会の開催ということで、委員の皆様方におかれましては、お忙しいとこ ろ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

相澤室長からもありましたけれども、このメンバーのかなりの方は、昨年の審議会の方からもお世話になっておりまして、本当に感謝しているところでございます。ありがとうございます。

この検討会の内容やこれまでの経緯については、先ほど相澤室長の方からあったとおりでございまして、私も去年の議論から相澤室長とともに参加させていただいておりますけれども、いい改正ができたという話がありました。本当にそのとおりかなと思っております。内容的にも、ややちょっと自己満足なところもあるのかもしれませんけれども、私としては非常に良かったのではないかなと思っていますし、また、環境省さんとの連携も、非常にうまくいっているのではないかなと思っているところでございます。

ただ、中村座長の魂を入れるという話が今ございましたけれども、やはり詳細なルールをしっかり決めていくということ、ここが非常に大事ではないかなと思っているところでございまして、その意味で、この検討会の役割というのは、非常に大きいのではないかな思っております。

スケジュール的に申し上げますと、法律の中では1年半以内の施行ということになっておりますので、法律の公布が今年の6月でございますので、どんなに遅くても来年の12月までには施行しなければいけないという、そういうタイムスケジュールの中で、なるべく詳細を早く固めて、円滑な施行ということに努めてまいりたいと思っておりますので、是非委員の皆様方におかれましては、様々な御専門の分野からの、実態に非常にお詳しい方を中心に参加していただいているところでございますので、そういった実態面を踏まえた活発な議論をお願いできればと思っております。

今日も含めまして年内3回という予定になっておりますので、大変お忙しいところ恐縮 でございますけれども、引き続き御協力いただければと思います。よろしくお願いいたし ます。

- ○森部主任研究員 続きまして、本検討会の座長及び委員を順に御紹介させていただきます。まず、本検討会の座長の、日本貿易振興機構アジア経済研究所上席主任調査研究員の 小島道一座長でございます。
- ○小島座長 小島でございます。よろしくお願いいたします。
- ○森部主任研究員 続きまして、本検討会の委員の御紹介をさせていただきます。東北大学大学院環境科学研究科教授の白鳥寿一委員でございます。
- ○白鳥委員 白鳥でございます。よろしくお願いします。

- ○森部主任研究員 続きまして、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究 センター副センター長の寺園淳委員でございます。
- ○寺園委員 寺園です。よろしくお願いします。
- ○森部主任研究員 続きまして、東京大学大学院工学系研究科准教授の村上進亮委員でご ざいます。
- ○村上委員 村上です。よろしくお願いいたします。
- ○森部主任研究員 この他、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター主任研究員の小口正弘委員に御参加をいただいておりますが、本日は途中からの御出席になると御連絡を頂戴しております。

また、本検討会では、関係業界からオブザーバーとして御出席をいただいておりますので御紹介させていただきます。阪和興業株式会社取締役執行役員の出利葉様でございますが、本日は代理で田川様に御出席いただいております。

- ○田川代理 阪和興業から参りました田川と申します。よろしくお願いいたします。
- ○森部主任研究員 日本鉱業協会理事の清水様でございます。
- ○清水理事 清水でございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○森部主任研究員 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会専務理事の乗田様でございます。
- ○乗田専務理事 よろしくお願いします。
- ○森部主任研究員 非鉄金属リサイクル全国連合会リサイクル環境推進部会代表の福田様でございます。
- ○福田代表 福田でございます。よろしくお願いします。
- ○森部主任研究員 公益社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事の森谷様でございます。
- ○森谷専務理事 森谷です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○森部主任研究員 また、その他関係省庁といたしまして、外務省、財務省、国土交通省、 海上保安庁から、オブザーバーとして御出席をいただいております。

続きまして、配布資料の確認をお願いいたします。議事次第に記載されております配布

資料、参考資料に不足等がないか、各自皆様で御確認をいただければと存じます。よろしゅうございましょうか。資料の不足、乱調等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

それでは早速ではございますが、ここから議事に入りたいと思います。報道関係の方の 写真撮影、ビデオ撮影及び録音はここまでとさせていただきます。これ以降の議事進行に つきましては、小島座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小島座長 それでは議事進行を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本検討会設置の経緯や目的ですが、ことし1月に中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する報告書が取りまとめられました。これを踏まえ、ことし6月に改正バーゼル法が公布され、1年6カ月以内に法施行されることとなっております。

この検討会は、改正バーゼル法を施行する上で必要な、省令において規定すべき特定有 害廃棄物等の範囲や再生利用等事業者等の認定制度等に係る事項に関して、技術的な検討 を行うことを目的としています。年内に検討結果を取りまとめ、それを中央環境審議会と 産業構造審議会の合同会議に御報告することを目指して検討してまいりたいと考えており ますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。まず議題(1)今後の検討課題とスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

# 2. 議題

## (1) 今後の検討課題とスケジュールについて

○工藤課長補佐 よろしくお願いいたします。資料2-1に従いまして、今後の検討課題 について御説明させていただきます。今後の検討課題、この検討会の大きなトピックは、 大きく分けて四つあると考えてございます。順に御説明申し上げます。

まず1番、特定有害廃棄物等の範囲の見直しについてというものです。

(1)番、廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理についてというもので、いわゆるこの法律の規制対象物はどのように設定し、その規制を図っていくのかという、この法律の一番根本のところでございますけれども、バーゼル法の見直しの方向性、先ほど来お話の出ております合同会議の報告書において記載された内容を、まず抜粋させていただいております。

この中ではグリーンリスト対象物、いわゆる廃電子基板のように、我が国においては環境の汚染リスクが非常に低いと考えられる、この特定有害廃棄物の輸入につきましては、EUの制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきという、こういう方向性を頂いております。

また、グリーンリストよりもやや有害性はあるアンバーリスト対象物の輸入についても、 事前同意施設で処理する目的で輸入する場合は、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を 不要とする、この二つの方向性を頂いたところです。 また、これにはただし書きとしまして、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方について十分な検討を行うべきと、このような方向性を頂いたところです。

これに関する現時点における対応でございますが、グリーンリスト対象物については、現状、これまでは OECD 加盟国からの輸入については規制対象外であり、非 OECD 加盟国からの輸入については対象内となっていたところを、ここを OECD の非加盟国からの輸入についても規制対象から除くという対応を考えてございます。

また、アンバーリスト対象物の輸入につきましても、輸入する事業者あるいは再生利用を行う事業者の事前の認定制度、これは OECD 理事会決定に基づくものでございますが、これを創設して、この対象となる事業者の方が輸入する場合に関しては、輸入承認を不要とする、そういうような法制度を法改正の中に盛り込んでございます。

ここに関して主に検討いただきたい事項としましては、この報告書の中で、ただし書きで頂いていた部分でございます。輸入の手続を緩和する際にも、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方というところが課題ではないかというふうに頂いておりましたので、アンバーリスト対象物の輸入に関しましては、認定制度の中でも移動書類の携帯を義務付けておりますけれども、グリーン対象物についてどのような措置を考えるのかということを主に検討いただきたい事項と考えてございます。

続きまして(2)番、雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準についてというところでございます。

雑品スクラップの問題に関しましては、このバーゼル法及び廃棄物処理法の両面から非常に問題として取り上げられまして、対策をとっていくべきというふうな方向性を頂いております。特に雑品スクラップを輸出される現場、今回のバーゼル法の観点で申し上げますと、輸出の現場において混合物を客観的に短時間で見分ける、これをどのようにやったらいいのかということを、範囲を明確化すべきという方向性を頂いてございます。

また、おめくりいただきまして次のページになりますが、混合物を含め具体的な範囲を明確な法的根拠に基づいて定めるべきであるという、こういう方向性を頂いてございます。

対応としましては、今後、既存のサービス告示、サービス告示と申しますのは、この今回の参考資料3で付けさせていただいておりますけれども、法規制対象物を、いわゆる法律に根っこのない告示で定めていた現状を改めまして、省令の中で明確に規定するということをしたいと、そのような法改正を行ってございます。

それについて主にコメントいただきたい点としましては、このまず雑品スクラップに対応するためには、混合物をどのように判断するのか、それをどのように省令において定めるのか、また、これの法的規制範囲を明確化するに当たって、その濃度の考え方をどのようにしたらいいのか、このような内容を御検討いただきたいと考えているところです。

続きまして、輸出に係るシップバックの防止についてです。我が国は残念ながらシップバックを非常に多く発生させてしまっているという、我が国から輸出された物が不法案件として送り返されるという事例を多く起こしてしまっている国の状況でございます。

これについて今後どのように防止を図っていくかというのを、現状・課題を分析しながらやっていくべきであると。そのためには、輸出先国で規制対象物と解釈されていることが明確な物については、我が国の規制対象物とすると、そういう方向性を頂いているとこ

ろです。

これに対しましても同じように法律に根拠を定める法改正を行いまして、これらの規制 対象物について法的に規制対象に加えることができるように、法律の根っこをつくる改正 を行ってございます。

では具体的にどういった国のどういった物を規制すべきか、というところが、主に検討 いただきたい事項となってございます。

以上、(1)番として、特定有害廃棄物の範囲として、3項目に分けて課題があると思っております。これが本日の検討会のメインの議論事項と思っておりまして、資料3の方で考え方の案について御説明させていただきます。

続きまして、2番以降に関しましては、次回の検討会で御検討いただきたいと思っている事項でございます。まず2番として、輸出における環境上適正な管理の確保のための審査工業についてということでございます。

輸出された先において、我々の国から輸出された物が向こうで環境汚染を起こすということは、バーゼル条約の精神上、最も起こしてはならないことであると。これに関しまして、輸出先国においてどのような環境汚染の措置が講じられていることを確認すべきか、これを環境大臣が確認するとなっておりますが、これをどのように審査していくのかということが非常に重要であります。

これを、今まで審査を行うということは法律にあったんですけれども、その具体的な基準が明確となっておりませんでした。ですので、今後はこれも同じように、省令においてその基準を定めるという法改正をさせていただいてございます。

次のページになってまいりますが、また、その輸出する場合において問題が起きたときに解決するために、一番国際的な問題で大きくなるのは、誰がお金を出すのか、どういった形でその不適正な処理に対処するのかというところが問題になります。ですので、この次のページの上のところの下線部になりますけれども、EU 等の例も参考に、輸出者に対して当該輸出に係る資力の保証に関する書類を求めるという、こういう方向性を頂いているところでございます。

これに関連しまして主に検討いただきたい事項としましては、法改正によって省令で定めるとされました、輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認基準を具体的にどのように規定するのか、また、資力の保証に関する書類について具体的にどのような対応をするのかというところを、主に御検討いただきたいと考えてございます。

続きまして、輸入に関するものが3番目でございます。輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度についてというものでございます。

我が国は特定有害廃棄物に該当するような有害性を有する物を輸入し、これを適正な環境基準を遵守しながらリサイクルをするという、そういう技術を持っている業者様が多くいらっしゃいます。こういった方々に対して、よりその能力を発揮していただくと、ひいては世界の環境負荷低減に資するために、輸入事業者及び再生利用事業者を認定するという制度を創設して、包括的な同意を与えるなどの手続の簡素化を図るというものを法改正事項として盛り込んでございます。

では、この輸入事業者あるいは再生利用事業者を、具体的にどのような認定基準において認定していくのかと、こういうところを主に検討いただきたいと考えてございます。

続きまして4番目でございます。試験分析目的での輸出入の円滑化についてというところでございます。

現行、試験分析を目的とした少量の特定有害廃棄物の輸出入に関しまして、現状はそれに対する規定というものがございません。ただ、こういった試験分析を通じた廃棄物の輸出入というものは、世界的なリサイクル技術の向上とか、そういったものに資する期待ができるものだと考えてございます。ついては、それに関してどのような手続において、輸出及び輸入を簡素化していくべきなのかと。

ただし、これはあくまでも試験分析だと言えば、すっと通ると、そういうような抜け穴のような制度になってはいけない、そういうことを留意すべきであるというふうに、合同会議で御指摘を頂いているところです。

これに関しまして、最後のページになりますが、この輸出入の承認基準について、これが抜け穴にならないように留意しながら、具体的にどのように基準を設定するかということをご議論いただきたいと考えてございます。

続きまして資料2-2でございます。本日第1回検討会が9月8日にありまして、これが特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて、この後御議論いただきたいと考えてございます。

第2回の検討会としまして、その残りの三つの議題、環境大臣の確認基準と、認定制度の認定基準、あるいは試験分析目的での輸出入に関するもの、これらについて議論いただきたいというふうに、現時点では考えてございます。

これらの議論を総括する形で、第3回でこの省令関連事項の検討事項の総括をしていただいて、この検討会としてのアウトプットを最後に取りまとめいただくと、そのようなスケジュールで考えてございます。

本日のこの1番に関しましては、この後非常に深く議論いただく予定としておりますが、 2番、3番、4番は次回に向けて、私どもは資料を今後考えておくことになりますので、 現時点でアドバイスいただければ、それも踏まえながら資料の作成に取り組んでいきたい と思っております。以上です。

○小島座長 ありがとうございました。ただ今の説明についての御質問、御意見等があれば、よろしくお願いいたします。

今先ほど説明がありましたように、今後の検討課題についての1については、この後詳しく議論いたしますので、2、3、4のところで、何か今後資料を事務局で準備していただく前に注意しておいた方がいいところとか、何か御意見等があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。御意見や御質問がある方は、ネームプレートを立てていただければと思います。よろしくお願いいたします。

特にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。質問等がなければ、次の議題(2) 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて、事務局から資料の説明をお願いしたいと思い ます。

#### (2) 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

○小島座長 それではお願いいたします。

○工藤課長補佐 それでは資料3に基づきまして御説明を申し上げます。おめくりいただきまして2ページにありますけれども、廃電子基板等の輸入手続の簡素化についてというところから、まず御説明申し上げます。

3ページ目、今回のバーゼル法の改正における対応というのをまとめたスライドがございます。現状・課題のところでございますが、欧州連合におきましては、全ての国からの比較的有害性の低い、いわゆる OECD 理事会決定におけるグリーン対象物、これに関しまして、廃電子基板がその代表的な物でございますが、輸入手続において通告・同意等が不要となってございます。

他方、我が国の現状としましては、OECDからの輸入については同意手続が不要ですが、 非OECDからに関しましてはバーゼル法の手続があるということでございました。これに 関しまして、資源獲得競争、これらの資源を有効に活用されている方々から、手続の長期 化が競争上不利に働いているという御指摘を頂いてございます。

これに関しまして、比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用に関しましては、途上国からの輸入においても、規制対象物から除き、通告・同意、輸入承認等を不要とすると、こういう方向性で法改正を行ってございます。

左下に参考で書かせていただいておりますが、これまで手続に関して、いろいろな、もろもろの手続を全部含めると半年ぐらいかかっていたものが、非常に簡素化するということを、効果として期待しているところでございます。

4ページ目のところは、非常に細かい、ややこしい条文になっておりますが、今回の条文を書いてございます。ここを今回、傍線を引いておるところが改正事項でありまして、ここで輸入の手続の不要となる物を、この下位で、省令で定めるという根拠を付けてございます。

5ページ目が、この OECD 理事会決定に基づくグリーン対象物でございます。代表的なものは GC020 のところ、電子スクラップ及び規格外の電子部品と、この一つの物なんですけれども、現在の世界の輸出入の中でも、多分恐らく相当程度をこの部分が占めているだろうと思ってございます。その他にもグリーンリスト対象物というものは、ここにある物が考えられております。

それで、6ページ目でございます。今回その法改正で何が変わったかということを、分かりやすく表にしたところでございます。非常に制度としてはややこしくなってございます。OECDと非OECD、どちらとのやり取りなのか、輸出なのか、輸入なのか、グリーンリスト対象物なのか、アンバーリスト対象物なのか、また、それが再生利用なのか、最終処分目的なのかと、こういったマトリックスになってございます。

これを整理しますと、こう表のようになってございまして、今回、今までのところから変えたところというのは、この赤部分の1カ所、ここが、今まで規制対象であった物が規制対象でなくなったと、こういう整理でございます。つまり、非OECDからの再生利用の輸入のグリーン物、これに関しては規制対象ではないというふうに整理いたしました。

この表の中では1カ所のマル・バツでございますが、現行の輸入の中、ちょっと正確な 数字は持っておりませんけれども、間違いなく半分以上はここに該当すると、現在輸入手 続を経ている物の半分以上は、ここの部分であったというふうに考えてございます。

これに関連しまして7ページ目、これがまず本日のご議論いただきたいところでございます。再生利用に適した廃電子基板等のグリーンリスト対象物は、先進的な環境技術を有する我が国においては、物の性状や通常の取扱いの観点から環境汚染を引き起こすおそれは低いものの、一定の潜在的な有害性は有している物でございます。

合同会議の報告書においても、これらの輸入手続の簡素化においては、必要最低限の措置の在り方についても必要十分に検討を行うべきだと、そういうふうに最終文書でも頂いておりますし、合同会議の議論の中でも、ここの部分に関して、やはりトレーサビリティを確保していることが重要であるという御意見は、複数の委員から頂いていたところです。

このため、先ほどの資料2の説明で申し上げましたように、アンバーリスト対象物に関しましては、認定制度の中においても、移動書類の携帯というのは明確に、法的に義務付けております。そこは対応してございます。

ただ、グリーンリスト対象物に関しましては、そこの対応はないというところでございまして、このために、ここが私どもの案でございますが、規制対象物から除かれる廃電子基板等のグリーンリスト対象物に関しましては、移動書類又はこれに類する書類の携行等のトレーサビリティに関する努力規定を、基本的事項告示等、下位法令の中に設けることとしてはどうかと考えてございます。

こういった有害廃棄物に関しましては、トレーサビリティの確保というのは、世界的に 見ても非常に重要な観点と考えております。やはりどこの外国から輸入するにおいても、 その排出者の方から見れば、これがちゃんと適正に処分をされるのかということを確保す るというのは、それをその人に預けるという観点において、非常に重要視されるというこ とであると考えております。

こういったトレーサビリティを我が国として確保すべきということをうたうことは、そ ういった資源獲得において、むしろ有効に資するのではないかと、そのような観点もあっ て、こういった案を示させていただいておるところでございます。

続けて御説明させていただきます。8ページ以降が雑品スクラップ問題の対応でございます。

9ページ目、こちらはもう皆様は御存じのところかと思いますが、有害物を含む使用済電気電子機器が金属スクラップと混合されたもの、いわゆる雑品スクラップという形で海外に輸出されている物が、ここ近年非常にふえてございます。

これらはこういった家庭から排出された物が不用品回収業者によって回収され、ヤード業者の中でこのように破壊された状態においてスクラップ輸出されて、輸出先においてリサイクルがされていると。

ただ、そのリサイクルというものに関しましては、こちら、右下にあります寺園先生の写真ですけれども、途上国の現状としては、こういった環境汚染、あるいは健康被害、そういったものが子供も含めて生じるのではないか、そういった問題が非常に強く懸念されていると。

また、右上のところにございますが、火事も非常に起きていると、こういう問題がある というところでございます。

続きまして 10 ページ目でございます。これに関しまして規制対象物を明確化すること

が必要であるということで、法改正をするということをやってございます。

この法改正、法的な根拠を明確化するということを一つやっておりまして、おめくりいただきまして 11 ページ目、これは先ほどと同じスライドになりますけれども、イのところで、その処分の目的ごとに、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めると。この中で、どのように雑品スクラップを表現していくのかということが、この後まさに御議論いただきたいところでございます。

12ページ目、13ページ目、この雑品スクラップが本当にどのような問題になっているのかということの背景の資料を、少し詳しく書かせていただいてございます。これは雑品スクラップに関する最近の火災の発生状況です。これはことしに入ってからだけで、私どもが情報としてキャッチできたものだけで、これだけの件数が起きているというのを表示してございます。

この中には、例えば7月19日、和歌山県の事例、7月13日の千葉県、あるいは5月1日の船橋、4月24日、これは私も現場に参りましたが、福岡市の事例、こういったものは、港においてこういったものが、いわゆるぐちゃぐちゃにまざった状態で発火し、大きな火事となってございます。

4月24日の事例については、これが船の上で起きて、そのまま船が沈没すると、そういった事例が起きると。これが今年に入ってからでも、これだけの数起きるというのが、雑品スクラップに関して、非常に社会的な問題になっているというところかと思ってございます。

また、13ページ目でございます。こちらは雑品スクラップのシップバック事例です。こちらはタイで昨年送り返されてきたものでありますが、こういった廃基板のような物が含まれていると。これは雑品という形でよく分からない形で行ったので、税関を、こちらの国内では通過してしまい、向こうの税関において捕まってしまったという事例でございます。

これは、送り返されたものに関しまして国内法において測定を行いましたが、鉛を含んでおり、国内バーゼル法においても該当であったということで、行政指導を行った事例にございます。

続きまして14ページ目でございます。こうした E-waste の問題というのは、我が国だけの問題ではございません。私が国際会議に行きましても、非常に大きな課題として多くの場で議論されておりますし、この富山物質循環フレームワーク、G7の中でも大きくうたわれてございます。その中では、グローバルな資源効率性、3Rの促進という中に、電気電子廃棄物の管理というのは非常に重要であるということをうたわれてございます。

特に3ポツ目のところでございますが、廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発の時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識するということで、まさに我が国はこの能力を有する国として、途上国に汚染を広げないこと、あるいはその国にある有害廃棄物を引き受けて処理し、資源効率を高めていくこと、これが我が国として求められていることなのだろうと、そのように考えてございます。

続きまして、15ページ目がお諮りしたい事項でございます。特定有害廃棄物等を定める

省令の方向性について、一番大きな方向性について、ここに書かせていただいてございます。

まず改正前のバーゼル法におきましては、特定有害廃棄物の範囲に関しまして、この告示、これは参考資料3の、いわゆるサービス告示というもので定めてございます。

このサービス告示に関しましては、バーゼル法に制定根拠が、従前の法律ではございませんでした。ですので、法的位置付けが曖昧であるという法的な指摘も受け、今般バーゼル法を改正し、明確に法の規制対象物を省令で定めるという根拠規定を置いたところでございます。ですので、この法的位置付けが曖昧だったということは、この法改正において解決していると認識してございます。

では、この省令を新たに定めるときの考え方でございますが、当然このサービス告示といいますのは、バーゼル法の附属書で規定されております有害廃棄物の範囲をベースに規定されておりますので、当然これがこの省令のベースになります。これをベースとして考えてサービス告示を省令化していくんですが、その中では、サービス告示には、雑品スクラップのような混合物に対する取扱いや規制対象物の範囲に係る濃度基準について課題があると考えてございますので、ここを改善してはどうかと考えております。

16ページ目が、この雑品スクラップに関してどのように対応するかというところでございます。雑品スクラップは、やはりその物を見たときに、これが規制対象なのかどうかというのが非常に曖昧であると、何をもって規制対象と呼ぶのかと、また、どこまでいっても最後は濃度をはからなければ、規制対象だと言い切れないという現状がございましたので、その問題を解決するために、即物的な判断ができるように対応案を考えてございます。

まず一つ目のところですが、規制対象物のリストを作成し、このリストに掲げる物を輸出又は輸入する者は、原則としてバーゼル法に基づく手続を経ることを必要とすると。ただし、輸出者が自ら分析を行い、全ての物品が濃度基準以下であるということを客観的に証明することができる場合は、手続を経なくても輸出できるものとする、このような考え方をまずはしてはどうかと考えてございます。

この当該リストに掲げるものを混合物の一部として、つまり、雑品スクラップの中にそれを含むものに関しましては、それは規制対象であるというふうにすると。実際、リストに掲げるものを除去しない限り、総体として規制対象物であるということを規定してはどうかと考えております。

この重要な規制対象物のリストでございますが、現行のサービス告示を省令化するに当たりまして、バーゼル条約上明確になっている物に関しては、そのまま規定していくものと考えておりますが、それに加えまして、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済の家電製品、具体的には家電リサイクル法の対象4品目及び小型家電リサイクル法の対象28品目を記載することとしてはどうかと考えてございます。

ただし、このリストの最終化に当たりましては、並行して検討しております廃棄物処理 法において、この雑品スクラップの国内管理に関する規制を考えてございます。その中で の規制対象物である「有害使用済機器」の検討状況というのは、それと一貫した政策とし て行おうと考えておりますので、この検討状況についても留意が必要であるというふうに 考えてございます。

17ページがその雑品スクラップの規制における、現場における判断に関する対応で、そ

れをフロー図にしたものです。現行、今こういった物が輸出しようとされますと、どのようになっているかというと、税関の方が貨物をチェックし、疑義がある場合は、安全課の方ご自身が指導いただくこともございますが、私どもの地方環境事務所の方を呼んでいただいて、その事務所の職員が行って指導するというケースが多くございます。そのときにどのように判断するか、具体的に現場でどのように指導するかという判断です。

まず、先ほど申し上げたリスト対象物があると、4品目あるいは28品目があるというのであれば、もうそれは規制対象であるというふうにすると。ただし、いや、それは全てもう、多くは鉛でございますが、鉛フリーであるということを客観的に証明すると、そういうことがあれば手続は不要であるというふうになりますが、原則それができない限りは、それを除去しない限り、規制対象物と、そういう形で明確に指導できるスキームにしてはどうかと考えてございます。

18 ページ目は、その4品目と 28 品目を、対象品目を列挙したものですので、御参照いただければと思います。

19 ページ目、20 ページ目に関しましては、先ほど申し上げた国内に関する、廃棄物処理 法における対応でございます。雑品スクラップに関しましてはバーゼル法において水際を 規制し、その保管ヤードに関しまして廃棄物処理法の方で規制をしていくという方向で、 検討を並行して進めてございます。

法改正としましては、「有害使用済機器」というものに関しましては、これはいわゆる廃棄物を除くというふうに法令上はなっておりますが、有価であろうが、無価であろうが関係なく、それに関しまして保管又は処分を業と行う場合には届出を義務付け、それに関する基準の遵守を義務付けると。これに関しまして、報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令の対象にするという法改正を行っておりまして、こうして、この「有害使用済機器」のリストに関して検討を行っているという状況でございます。

20ページ目は、廃棄物処理法の条文です。

続きまして 21 ページ目でございます。濃度基準に関する規定でございます。ちょっとこちらは 22 ページ目から先に御覧いただければと思いますが、22 ページ目、これが現行のサービス告示における鉛の規定部分を例示として示しているものでございます。

一口に鉛と申しましても、鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛というふうに、この非常に多岐にわたる物質を今列記していると。これが鉛の化合物ですと、これぐらいですけれども、有機化合物系になりますと、これがもう5倍、6倍の量で列記している、そういった告示になってございます。

これに関しまして課題の②のところで申し上げますけれども、一つの有害物質に関しまして、個々の化合物を大量に列挙し濃度基準を定める現在の方法は、実運用上において課題があると考えてございます。

これらの化合物のうちには、いわゆるこういった規制対象物というのは、廃棄物処理法でも何でもそうなんですけれども、公的にこのようにはかってくれという、公的な測定方法が大抵の場合は定まってございます。これに従って濃度基準を超えるかどうかという規定は行っておりますが、これが、濃度測定自体がそもそも困難な物、非常に分析に困難な物が含まれているというところが、まず課題としてございます。

また、これらのサービス告示を最初につくったときには、関係する国内・国際的な規定

を網羅的に総ざらいしまして、その中から規制対象とすべき物を抽出するということをやってございますが、極めて多岐にわたっていることから、これら、日々、化学物質というのはふえてございますので、その中で新たな類似の毒性の物が出てきたときに、随時その情報の整理というのが、運用上非常に困難な状況になってございます。

これに関しまして、対応としまして、今回省令化するに当たって、この課題も解決したいと思っておりまして、個々の化合物を列挙するのではなくて、原則として有害性の基本となる物質、鉛であれば鉛を含むかどうか、ヒ素であればヒ素を含むかどうか、ということをシンプルに基本として、柔軟に対応できるように再度整理してはどうかというふうに考えておるというところでございます。

これに関しましては、本来的にはその条文の案というのも、これがどのようにシンプルになるかというところをお示しすべきと考えてございますが、現行、まだそこまでちょっと作業が追いついておりませんので、まずこういったシンプル化するという方向性について本日御議論いただいて、それを踏まえながら具体的にどのような形の省令になっていくのかというのは、次回又は次々回のときにお示しし、確認いただくということを考えてございます。まずはこの方向性について、本日御議論いただければと思ってございます。

続きまして課題③でございます。現行のサービス告示では、有害物質の濃度の基準というのが定められてございますが、この分母に関する指針が明確ではございません。その結果、濃度基準が、これは超えているのか、超えていないのか、極端な話で申し上げれば、例えば給湯器などで、基板だけをはかれば濃度基準を超えているんですが、給湯器全体で割り戻せば濃度基準を超えないというようなことがあって、ではそれは規制対象なのかどうなのか、というところがなかなか不明確であるという、そういう課題がございました。

これに関しまして、濃度測定における分母は「構造的に分解可能な最小単位」とするということを明確にしてはどうか。これは、どのような形でそれを明確にするかというのは、いろいろ法律的に議論はあるところだとは思いますが、こうすることによって、いわゆる薄めれば安全だというような考え方はとおらないというふうに、明確にしたいというふうに考えてございます。

続きまして 23 ページ目から、輸出に係るシップバックの防止についてというところを 御説明させていただきます。

24 ページがシップバックの事例について、法改正での対応でございますが、バーゼル条約上、規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在します。バーゼル条約で同じ文言を解釈するにおいても、その規制対象になるのか、ならないのかというのは、各国で非常にばらついているというところでございます。

それに関して近年問題となっているのが、このいわゆる香港からのシップバックが代表的なものなんですが、輸出された物が送り返されてくるというものが、2015年については年間で20件起きるということで、これは当然過去最高でありますし、多分国際的に見ても非常に多い件数になっているという状況でございます。

これに関しまして 25 ページ目でございますが、2条1項1号にホという条項を追加いたしまして、条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物であって、その仕向地あるいは経由地とする輸出に係るものは、環境省令で定めることで規制対象物と加えられるようにするという規定を置きました。これの省令をどのように定めるかというこ

とが、議論の対象となってございます。

26ページ目でございますが、近年の我が国が受けたシップバックの通報事例をまとめて ございます。圧倒的に香港の件数が多くございます。香港にリユース目的で出された使用 済電子機器というのが、相当数がシップバックされているということでございます。これ が現状でございます。

27ページは、その香港における使用済電気電子機器の輸入規制でございます。これは中国語及び英語の文章を訳して現状整理しているものでございますが、この中でリユースを目的とした中古品の輸入、下の方のところの2つ目のポツでございますけれども、当該機器は製造から5年以内であることなど、我が国の考え方にはない、厳しい規定がなされているというふうに考えてございます。

この香港でのリユース目的の電気電子機器の輸入時の確認事項は、我が国では、その輸出における、リユースなのかリサイクルなのかというところに関しましては、「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」というものにも従って判断をしてございますけれども、この厳しい運用をされていることから、香港からシップバックされた物に関しまして、私どもは港で留め置いて、この「中古品判断基準」に従った判断というのを毎度行っておるんですけれども、我が国法の規制対象物に該当する割合は2割以下であると、つまり、香港では違法であるけれども、国内法上は合法で出ていっているという物が大半を占めているという、こういう現状がございます。

これの現状に対処するために法律の改正を行ったというところで、ではこの 28 ページ目に、それを今後どのように省令で規定していくのかというものの、基本的な考え方を書いてございます。

まず一つ目が、我が国が規定している条約上の有害廃棄物と、輸出国が規定する有害廃棄物が一致しないことによってシップバックになる場合などについては、必要に応じて、環境省令で定めるべきものであると。

輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を環境省令で定めることとするが、これを全ての国の全ての物質でやることは、現実的ではございません。ですので、以下の条件に合致するものに関して、環境省令で定めるという方向性としてはどうかと考えてございます。

これは①番として、我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、国際的な問題に発展する可能性があると。

また、我が国と輸出国が規定する有害廃棄物の定義が一致していないなど、我が国より も輸出国の規定がより厳しい基準になっていること。

また、三つ目としまして、輸出先国の規定が明確であること。

この上記の方向性に従って、今後問題事案に対してはこの省令で対応していくと、こういう基本的な考え方にしてはどうかと考えてございます。

上記の方向性に従いますと、香港に輸出されています電気電子機器に関しまして、ほとんど相当数がモニターなんでございますが、これを規定することとして、その他の国については今後必要に応じて随時検討するという方向性で、この省令を考えていってはどうかというふうに考えてございます。以上、長くなりましたが、資料3の説明は以上になります。

○小島座長 ありがとうございます。ただ今の説明について、御質問、御意見等があれば、よろしくお願いいたします。発言を希望される方は、お手元の名札を立ててお知らせください。検討の課題が三つの部分に分かれておりますので、それぞれ少し分けて議論をしていきたいというふうに思っております。

まず、廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理についてです。簡素化の枠組みそのものの御説明があった上で、特に検討していただきたいのは、7ページ目のところの規制対象から除かれる廃電子基板等のグリーンリスト対象物については、移動書類又はこれに類する書類の携行等のトレーサビリティに関する努力規定を、バーゼル法の基本的事項告示等に設けることとしてはどうかということですけれども、この点を中心に御意見、御質問をいただければと思います。その前のところについても御質問等があれば、是非していただければと思います。いかがでしょうか。

○小島座長 白鳥委員、お願いします。

○白鳥委員 では明るめの話題で最初にちょっと口火を切ってということなのですが、合同会議の報告書でやっぱり移動書類の携帯を義務付けるということの話なのですが、一応移動書類という形がいいかどうかは分からないですけれども、よくよく考えてみると、何でこれがグリーンになるかといったら、それは日本の、電子基板で言えば、製錬所なりがちゃんとしていて、EU も含めてなんですが、ここで処理すれば、ちゃんと処理してくれるということが分かっているから、無害でいいのではないのというのが、基本的な、世界的な考え方だと思うんですよ。

ただ、出す側、例えば電気メーカーが廃品を集めて出したということからすれば、自分のものをしっかりやってほしいわけですから、その中間でリサイクラーさんが分けたり、 運搬業者さんが運搬したりするんだけど、そこが最後までちゃんと、それ処理できるをと ころに入れてくれるかというのまでは、担保しているかどうかは分からないんですよね。 だから、言いたいのは、輸入の手続とトレーサビリティは違うことだと思うんですよ。 輸入の手続は、簡素化していただくのはすごくいいのだけれども、トレーサビリティまで

何であり得ないかというと、ちゃんとした排出者は、自分のものがどうなって最後まで行ったかというのを多分聞いてくると思うのですね、ある程度の頻度で、抜き打ちでも。それに答えられないということがもし生じると、日本全体の価値というか、日本全体の技術力が疑われてしまうと思います。日本はやっぱりだめなのではないの、どこに行ったか分からないし、という話になってしまうということがありますので、そこのトレーサビリティはちゃんとファイナルプロセスまでいけるような仕組みをつくるべきだと思います。

なくすというのは、ちょっとあり得ないと私は思っています。

それは基本的に、今度は「ねばならない」でやられてしまうと結構大変だと思うし、認証機関が聞いてくるのも、結構抜き打ち的に聞いてくるところがあるので、最後に入ったことを証明できる、国内に入って最後に製錬所まで行ったことを常にロットで証明できるということができていれば、日本全体としての信用を失わないかなと。

そういった、緩いと言ってしまったらちょっとおかしいんですけど、あまりタイトでな

い仕組みをつくれば、規制の強化にもならずに、日本全体としての信用も保てるのではないかと思います。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。あまりタイトでない形で、最後まで来ているという ことを証明できるような仕組みを、ということですね。ありがとうございます。 他にいかがでしょうか。どうぞ、はい。

○田川代理 私どもは通常、欧州、それから北米でこういった廃電子基板の方を取扱っておりまして、欧州の現状みたいなものを情報収集したんですが、欧州ではこの廃電子基板については、非 OECD 国からの輸入の際は廃棄物輸送規則というのがございまして、一般情報要件ということで、携帯書類、いわゆる ANNEX WI という書類を移動書類として携帯して、シッパー、それから輸送業者、最終処分者のサインが、署名が必要だということで、そういう規定があるんですが、実際の運用としましては、アンバーリストについては、この書類が回収までされているようなんですが、途中で運用として割愛されているような実態もあるというふうに聞いております。

○小島座長 ありがとうございます。清水様。

○清水理事 先ほどの白鳥先生のお話にもちょっとありますように、これは当然、前回の合同会議でも、寺園先生からも、トレーサビリティまでちゃんと追いかけられるようなことが担保されなければいかんねという話がありましたね。当然だと、我々も処理する側、集めることも一緒にやっているわけですが、ここにつきましては、もともとの目的から、この手続の簡素化という趣旨から外れないような範囲で是非お願いしたいというふうに思いますので、移動書類というような新たな何か手続ではなくて、従来流れているような伝票みたいなものでトレーサビリティが確保できればいいのではないかというような方向で、ちょっと是非御検討いただければというふうに思います。

○小島座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。手続の簡素化につながるような形で、ということですね。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。今の基本的な考え方としては、同じようなことかなと思いますので、その御意見を受けて御検討いただければと思います。そういう形でよろしいですよね。

## ○工藤課長補佐 はい。

○小島座長 それでは次に2点目の論点ですね。雑品スクラップのような混合物の取扱い及び規制対象物の範囲に係る濃度基準についてということですけれども、この点については大きく三つぐらいがあるかと思います。

まず 15 ページ目にありますとおり、この省令を制定するに当たっては、サービス告示の 規定を基本とすべきと考えられますが、サービス告示には、雑品スクラップのような混合 物の取扱い、規制対象物の範囲に係る濃度基準について課題があることから、省令化に当 たり次のように改善を図ってはどうかということで、16ページのような形ですね。近年その扱いが問題となっている雑品スクラップについては、基準が不明確なため、現場において即物的な判断は困難ということで、この対応①にあるような形の対応策を提案いただいております。

この点に関して、コメント、御意見等はありますでしょうか。 寺園委員、お願いします。

○寺園委員 ありがとうございます。最初に9ページのところで少し補足させていただきたいのですけれども、先ほど事務局の環境省さんの方から御説明がありまして、雑品スクラップの問題について概要を御説明いただきました。それは大体私どもも調べてきまして、問題点を指摘した中身と同じですので、この法改正の検討に至りましたことは、全く賛成というか、同意しております。

この9ページの説明の中で、右下にあります最も悪い事例という形で、子供が素手で破砕のところを、写真を載せていただいています。ちょっと誤解があるとよろしくないので説明させていただくんですけれども、これは私の撮った写真でありまして、当時の環境省の御担当者の方と一緒にフィリピンで撮ってきたものでありまして、これはフィリピンでの E-waste の不適正な処理・リサイクルの事例ということで、現地で確認したブラウン管ガラスの処理と、裸足と素手で、非常によろしくない扱いをしているということで取り上げさせていただきました。

これはあくまでそういう事例がアジアにあるということでありまして、日本から輸出された雑品スクラップが、こういう現場に至っているわけではないということを説明させていただきます。全くないかどうかと言われますと、それはないことを証明することはできないんですけれども。

通常、雑品スクラップは中国に輸出されています。それで、輸出と、あと、現地輸入の現場ぐらいの確認はできるはずですけれども、私も合同会議の場で何度か申し上げたことはあると思うんですが、では現地でどういう形で扱われているかということについて、私も最後に確認できましたのは2010年の1月ぐらいまでです。その後も現地政府の方、複数名にお願いしても、なかなか現場の確認ができませんでした。

ですから、どれだけ不適正な例があるのかを出してみろというふうに言われたとき、こちらから出せるものがないわけです。こうやっているから大丈夫だということが言えないものですから、最悪の事例を示さざるを得ないというふうに考えていますので、その辺は誤解のないように御了解願えればと思います。

それから 17 ページ目に行きます。方向性について御提示されました案は、私も同意するものでありますが、まず、その判断基準1 のところで、規制対象物リストの中で、できるだけ分かりやすい物をということで、今、家電リサイクル法の対象品目、あと、小電法の対象品目ということで、かなり広く使用済家電製品を取り上げていただきました。

これはこれで十分かというと、例えば廃掃法の検討会の方でも議論しましたような、例えば業務用のエアコンですとか、その辺の物はあるのですけれども、優先順位の高さから考えると、この家庭由来の使用済家電製品が挙げられるのは、ある程度は理にかなっているかなというふうに思います。

少し関係しまして、バーゼル条約の附属書のIIを私も時々申し上げさせていただくんですけれども、家庭から収集される廃棄物と、あと、家庭廃棄物の焼却から生ずる残滓ということで、やはり家庭由来の物がバーゼル条約の中でも重視されているということは言えると思いますので、わざわざ附属書IIを引くという必要はないかもしれませんけれども、その意味合いはここに込めてもいいかなというふうには考えております。

ただ、これだけで十分ではないという可能性もありますので、この対象物リストが一度 決まったから、なかなかその後も改正しにくいということがないように、できるだけ柔軟 にお願いできればありがたいと思います。

あともう1点、21ページ目のところからの濃度基準の話ですが、有害物質の有害性の基本となる物質ということで鉛、ヒ素の例が挙げられていて、22ページ目のところで、鉛だけ見てみても、(化合物名を)これだけ多数書かれているので、これはもう少し簡易的にということで、私もそれは賛成であります。ちょっとこの資料と御説明からは漏れているんですけれども、この鉛、ヒ素だけに限らず、少しちょっと有機物の方にも広げて御検討いただきたいとも思っています。具体的にはダイオキシン類なのですけれども、濃度の数値そのものと、対象範囲と、両方の視点で御検討いただきたいと思っています。

範囲の方から申し上げますと、ダイオキシン類について、現在コプラナーPCB が入っていないと思うんですね。特別管理一般廃棄物のばいじん等については、それが入っているのに対して、多分バーゼル法が決まった当時、そこまで細かい話が詰められていなかったかなと思うんですけれども、コプラナーPCB が入っていません。

濃度につきましても、そういうふうに範囲が狭いにもかかわらず、バーゼル法の方は、 単位で言うと ppb 単位になりますが、10 になっていて、特別管理一般廃棄物の方は3になっていますので、数倍、バーゼル法の方が高い濃度も認めてしまっているということがあります。

幅広に、一通り濃度基準を見直してみるということをお願いできればと思います。長くなりましたけど。

○小島座長 ありがとうございます。課題の②③のところも含めて、御意見等があればよろしくお願いいたします。それでは小口委員、お願いします。

○小口委員 まず、おくれまして失礼いたしました。

21 枚目の濃度基準の課題と対応のところについて、ちょっと 2 点ほどコメントを申し上げたいと思うんですけれども、まず有害性の基本となる物質、この場合、金属を主に想定されているようで、鉛、ヒ素という、個別の化合物ではなくて、元素で定めるというのを基本とするという御提案ですけれども、金属について化学分析機器で、この濃度の基準を超えるか、超えないかを判断するのであれば、これは適切かなと、現実的かなということでよろしいかと思うんですが、先ほど寺園委員からもあった、金属以外の有機化合物について、その有害性の基本となるというところをどういうふうに考えるかというところは、ちょっとかなり検討が必要かなというふうに思います。

特に有機化合物については、個別の物質で、その有害性も異なることもあろうかと思いますので、やはり寺園委員からあったように、そちらの方をどう考えるかというものも、

次回以降、ちょっとお出しいただきたいなというふうに思っております。

それと、もう一つ気になりましたのは、今回この 21 枚目を拝見すると、基本的には雑品 スクラップの中の家電製品ですとか、電気電子何とか、電子部品というか、そういったものを想定されているような書き方になっておりまして、その前の何かフローチャートがありましたけれども、17 枚目ですね、規制対象物のリストが含まれている場合に、それを分析によって、その濃度基準を超えないことを証明できるかどうかという、ここの部分を想定されているので、その意味では、こういった 21 枚目の方向性でよろしいのかなというふうに思うんですけれども。

その一方で、そういった電子部品とか電気電子機器以外の物も、本来はこの別表第3では対象になっているのではないかというふうに思いまして、電子機器とか電子部品の方に合わせてここを変えてしまったときに、別の、それ以外の物の方で問題が生じないかということは、ちょっと若干気になりました。

なので、場合によってはこれを、今ある別表第3をそのまま変えるというよりは、電気電子機器とかを想定したようなものを追加していくというやり方が、もしかしたら必要なのかもしれないなということで、それ以外の物をちょっと気にしていただいた方がよろしいのかなと。

ちょっとそれに関連するんですが、そもそもこの濃度基準を超えるか、超えないかという判断が化学分析によらなければいけないということも、現行のこの告示ではないのではないかと。

要するに、もともとこういう化合物は入っていないということが、分析ではない方法、 製造工程とかプロセスの方の客観的な情報から、それはあり得ないというような証明もあ り得るのではないかというふうに私は理解しておりまして、そういう状況の中で、化学分 析だけを想定してこの告示の別表第3の中身を変えていくと、別のところで問題が同じよ うに生じるのではないかと思いますので、ちょっと両方を見ながら、必要な改正をしてい くことが必要ではないかなと思います。

○小島座長 ありがとうございます。それでは検討していただくということで、お願いしたいと思います。

村上委員、お願いします。

○村上委員 ありがとうございます。一つはすごくつまらない、確認じみた質問で、16 枚目の課題①への対応①の一つ目の、客観的に証明することができる場合にはというのは、これは、方向性としては必ず証明しろという前提で、証明できていればマルという理解でよろしいですか。証明することができますと言ってしまって終わりになるのか、必ず絶対やれという話なのか、ちょっと分かりにくかったので、それだけ教えてくださいというのが一つ。

あとは、その次から始まる対象物リストですけれども、さっき寺園先生もおっしゃっていましたが、とりあえず消費者由来というか、日本的な一般系の物を、家電4品と小電法で挙げていただいていますけれども、先々を考えると、これでは到底カバーできないのかなという気もしますし、その辺は、そもそも物というのは何なのかなという辺も、後々も

しふやしていくようなことがあるんだとすれば、何かその定義の仕方のコンセプトみたい なのが、ちょっとここはないような気がしました。

後の物質であるとか、濃度の分母であるとかというのは、そこの定義をまずされようという感じが見えたんですけれども、ここだけはだらっと製品が並んでいるけど、製品しか指定しないんですか、今後も、という辺りがちょっと分かりにくかったので、少し何かがあるのであれば教えていただきたいし、そこがないというのであれば、そこの考え方自体はお決めいただいた方が、ある程度方向性があった方がいいのかなというふうに思いました。

ただ、とりあえず迅速にという話と、今は急ぎでやるという意味で、このリストに反対 しているわけではないというのも、併せて申し上げておきたいと思います。とりあえず以 上です。

○小島座長 御質問を含んでいたと思いますので、まず回答できるところをお答えいただければと思います。

○工藤課長補佐 ありがとうございます。そうしましたら順番にお答えいたしますが、指定対象物のリストのところに関しましては、先ほど寺園先生からも頂いておりますように、廃棄物処理法の方でもつい先日議論いただいたところでありまして、4プラス 28 のこのリストで本当にいいのかというところに関しては、並行して議論しているところでございます。

特に言われるのは業務用の物であって、目的は何かというところを、先ほどの村上委員からのコンセプトは何なのかというところはあると思いますが、そこをまず整理しないと、リストがこれで十分なのかどうなのか、今回はここまでいって、実態を踏まえてやるにしても、どういう考え方でこの規制をやっていくのかというのを整理しなければいけないというのは、出していきたいと思ってございます。

あともう一つ、その考え方というところで、4 と 28 はもう先ほど先生からも頂いたように、まず現行リサイクルルートがあって、家庭から出てきていて、恐らく雑品スクラップに含まれている物でかなりの部分を占めている、何割を占めているか、割合はちょっと分かりませんけれども、相当いっているであろうと推測されるものをまずやるということは一つございます。

ただ、それで本当に雑品のヤマは十分かと言われれば、それ以外にもたくさん含まれている状況はあると思いますので、どういった整理でどこまでやるのか。

あと、大事なのは、現場で、即物判断で迷わないようにする、それが規制の一番のポイントになりますので、まさに業務用のところで、業務用というところも二つの考え方があって、全く巨大な業務用の物と、全く同じ物がただ業務から出た物という、そういう状況の2パターンございます。

全く同じ物が家庭から出た場合と業者から出た場合ので規制が異なるというのは、さすがにちょっと規制としておかしいような気がしますが、では業務用巨大な物も含めて、今回どこまで措置をしていくのかというのも、まさにコンセプトとともに整理しなければいけないかなと思っておるところです。

あともう1点ありますのは、これを考えていきますと、やはり雑品のヤマに、この規制 対象物に載るということは、この物は問答無用に規制対象になるということです。村上先 生から頂いたところでは、証明はしなければいけないというふうに考えてございます。証 明しなければだめというふうになるんですけど、問答無用に、これは雑品でいようがいま いが、単体でいても、これはもう規制対象物だと、そういうリストになります。

一方で、雑品の中にいて、乱雑に扱われることによって悪さをする、だから、規制しなければいけないという物と、その物ずばりは鉛を普通に含んでいるということが多いから、規制すべき物、ここはちょっと一つ線があるかと思いまして、そこの考え方も含めて、今回の規制がどこまでいくかというのは、ちょっと考えさせていただきたいと思ってございます。

あと、リストのところに関しまして、シンプルにするということだけで、ちょっと今回は金属の例だけを出させていただいておりますが、御指摘いただいたとおり、有機化合物の問題、あと、最新の規制を反映できていないのではないかという問題は認識してございます。

これは、本日はお示しするには至っておりませんけれども、そこは考え方を整理して、 やはり国内において、先ほどダイオキシン、PCB由来のものを例として頂きましたが、代 表的に規制されている物があれば、そこの最新の規制値というのも踏まえながら、そこを 考えていくというのは、一つ考え方としてはあるのかなと、今お話を伺いながら思いまし た。

あと、電子部品の話ですが、基本的には、規制値を超えれば全て対象となります。

あと、分析で得られた濃度の数字だけで判定しているかというところでございますが、 必ずしもそうではないというのは、現行の運用でもやってございます。これはどういった ものなんですかというのを説明いただいて、こういう過程から出てきたこういうものなん です、だから、汚染物は全く入っていようがありませんということで、それは非該当であ るという判断をしてございます。

それは、そうしないと、全ての物質を全ての物ではからなければいけないと、これは理論上なってしまいますので、そういう運用はしていないので、そこは引き続きやっていきたいというふうに思っておるところで、このリスト化のところにおいても、他の物品を含めても一律にかかる規制になってきますので、そこで変なことが起きないのかというところは、ちょっと課題を整理して、頭の体操をしておきたいというふうに思っております。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。それでは引き続きまして、白鳥委員、お願いいたします。

○白鳥委員 一応ここについても、今回の法改正の内容というか、バーゼル自体が国際的な枠組みの中でやろうという法律なので、自分のところだけを考えてもあまり意味がなくて、やっぱり国際的にどう見られるのかというのを考えた方がいいかなと思います。

だから、先ほどのトレーサビリティについても、他の認証、国の認証機関から日本が疑われるようなことはないような措置をとっていくと、がっちりやるというのを、日本で、

これでいい、という考え方でやるよりも、やっぱりそれを考えなければいけないなと思います。

結局ヨーロッパはWEEEをやっているわけですから、ヨーロッパで除去しなくてはいけないという決まりがある物については、やっぱり日本でも抜いていなければアウトなんですね。

だから、今、規制対象物リストで入れていただいたこれは、現状の WEEE に近いものなので、ほぼいいのだろうと思うし、ヨーロッパでも多分、まだ産業界のやつは全部、100%はうまくいっていないから、最低限、さっき寺園先生がおっしゃったように、ドメスティックなやつ、あるいは日本でちょっと違うのは、同じ冷蔵庫でも産廃と一廃で違ったり、家電法と違ったりするから、それは見た目で、現場で分からないですから、それと同じような製品ということで一くくりにしてしまって、いいかなと思います。

ただ、1点だけ気になるのは、ヨーロッパはBattery Directive があるので、バッテリーがもしがんがん入っていると、これは世界的に見たら、やっぱり日本はだめだろうなと思われてしまいがちではと思いますので、ちょっとそこは考えた方がいいかなと。

それからあとは液体物ですよね。基本的に鉄のミックススクラップでいく限り、電炉側が液体を嫌うので、あまりないと思うんですけれども、WEEEでもこういう液体物、漏れやすい、飛散流出しやすい物は除去していくというようなことがありますので、それも一つあるかなと。

それからあと、この17ページの図の判断基準なんですけど、ここはもう一つ何かルートがあると思うんですが、判断基準で規制対象物が含まれているとなったら、それを除くことで規制対象外にするルートというのもあってもいいのではないかなと。要するに、もう一回仕分けをするとか、規制のそういう物を抜く行為をすれば規制対象外でいいですよと、それやらない人は判断基準に従って分析してしまって、もう全然だめですよ、にしてしまうと言うことです。

判断基準の分析ということに至ることは、すごくまれなことにきっとなるというくらいのことを想定していて、もしここで、判断基準で何か決めるとしたら、先ほど僕私が言ってきました、やっぱり RoHS 型で決めるしかないと思うんですよね。

だから、要するにその判断基準で、1でいく物質が入っているか、物質というか、品目が入っているかどうかを証明するんですから、RoHS みたいなやり方で全部分解して、部品でやるということ。部品は RoHS でいう基板とかモーター類ではなくて、もっと細かい部品になりますので、そこで入っているかどうかを分析すると言うことです。これですと、1個でもあったらだめみたいな話になってしまうから、だから、ここに至らないようにして、判断基準で、1であったらそれを分別してくださいというルートを一つ入れて、あまり分析のところにすごくこだわって何かを決めるというのは、現実的ではないかなというふうな思いもします。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。引き続いて福田さん、お願いいたします。

○福田代表 16 ページの特定有害廃棄物の範囲というところの、4品目プラス 28 品目というところについては、大まかには非常にリーズナブルでいいと思うんですけれども。

これは使用済有害機器の検討会でも申し上げたところなんですが、バーゼル法との直接 的な関連性はないのかもしれないんですけれども、火災が発生しやすい物ですとか、ある いは中国からのシップバックの懸念品、基板が露出しているだとか、あるいは黒モーター が入っているだとかというような物が、この4プラス 28 で網羅し切れているかどうかと いうところがあって、そういったところを、もうあと本当に少しだと思いますので、そう いった物を付け加えられないかというところを、是非御検討いただければというところで す。

その一方、廃掃法改正における有害使用済機器との定義付けが、できればその共通点を 多くしていただきたい、相違点をできる限り少なくしていただきたいというのがありまし て、実際、今回の法改正によって、国内での資源循環というのはどんどん進んでいくんだ ろうと。

そのときに、スクラップヤードなり中間処理場の実際の現場で、これは有害使用済機器には該当するけれども、特定有害廃棄物には該当しないんだとか、またその逆もしかりなんですけれども、そういったような物が多いと、現場の方ではなかなかそこら辺が、判断をして管理をするというのは難しいと思いますので、できる限りその共通点をふやしていっていただきたいというところの2点でございます。

○小島座長 ありがとうございます。それでは乗田さん、お願いいたします。

○乗田専務理事 今、福田さんから御指摘のあったのと、ほぼオーバーラップしております。といいますのも、4日に開催されました廃掃法の改定委員会に、福田さんも私もオブザーバーとして参加させていただいていて、議論をしています。

それで、今日の議論にございます特定有害廃棄物等の範囲の見直しと、まさにここにかかってくると思うのですが、私ども鉄スクラップを処理している、現場の立場からいたしますと、雑品スクラップというネーミングからして分かり難いと考えています。その場でも申し上げたのですが、廃家電4品目と特定電子は、確かにもうそれでかなり網羅されているのでしょうが、どうも私どもが、消防庁などのお話も聞いてみると、最近小さいリチウム電池が火災の原因となっているとの指摘があります。。

確かに小さな電池は廃家電の小型電子4品目の中に入ってしまっている。でも、どうもボタンみたいな電池そのものが入っていると。確かにこれを現場で除去しろというのも難しいのです。いずれにしても、今、福田さんが御指摘になったように、法律に落とし込んでいただく、範囲をきっちりしていただくという意味であれば、これは含めるべきと考えます。

今、黒モーターと名前も出ましたけど、黒モーターも確かに冷蔵庫の中に入っています。 一方で簡易分別して黒モーターだけ出荷していらっしゃる業者がいて、それが流通している。中国の雑品処理業者は、廃家電品本体は要らないわけで、黒モーターが欲しいのです。 もっと言うと、黒モーターの中に入っている銅線が欲しいのです。そういった意味で規制 対象の範囲をしっかり規程して、どういうふうに法律に落とし込んでいただくかというの を、議論していただきたい。

先般申し上げたのですが、やはり物だけで規定するのは難しいのかな、と思います。廃

掃法での改定で、もとから絶たなければだめとの印象を強くしましたが、このバーゼル法 改定で、水際で規制を強化するという二重の考えを導入すれば、火災を始め仕向地での環 境汚染等のリスクというのは、低減されると思っております。以上です。

○小島座長 ありがとうございます。清水さん、お願いいたします。

○清水理事 今、白鳥先生や、それから福田さん、乗田さんから話が出たのとちょっとかぶるんですが、この規制対象物のリストに、家電4品目と小電の28品目だけでなくて、やっぱりこの9ページの写真にもありますように、火災というのはこの雑品スクラップのもう一つの大きな問題なんだと思いますので、バーゼルから少しずれるところもあるのかもしれませんが、10年弱で66件も火災が起きていると、一つの社会問題なんだろうと思うんですよね。

そこを防ぐには、私も聞いている話ですが、やっぱりその着火源として電池という話が出てきますので、電池そのものは使用済になっても、電池としての機能はまだ残っているんですね。通電すれば熱を持ったりして、着火源になるのは十分考えられるわけで、この火災を防ぐためにも、バーゼルから少しずれるところもあるのかもしれませんが、規制対象物の中に、これは是非電池を入れて、何とかそれが入らないようにということも、ちょっと検討していただきたいなというふうに思います。以上でございます。

○小島座長 ありがとうございます。森谷さん、お願いいたします。

○森谷専務理事 資料3の16ページのスライドを使ってちょっとお尋ねしたいことがあります。課題のところで、現場における即物的な判断が困難ということは、即物的な判断がしたいということだと思いますが、これは取締りをする側の立場からの観点だと思います。

そうすると、対応①のところのただし書きですけれども、これは自らが、輸出者が分析等を行って、濃度基準以下であることを客観的に証明することができる場合は、手続を経なくても輸出することができるものとしてはどうかですけれども、この場合ですと、ある種、性善説に立ってされていると思います。もしも仮に意図して、悪意で全て濃度基準以下だということにした場合に、そうではないということが後で判明した場合には、どのような法的な対応、措置が可能になるんでしょうか。以上です。

○小島座長 これは後でお答えいただけると思います。小口委員、お願いいたします。

○小口委員 先ほどのコメントにちょっと追加で、一つ質問と一つコメント、関連するんですけれども、私がきちっと理解していないだけなのかもしれないんですけど、17ページ目のフローチャートで、これをシンプルに見ると、規制対象物リストの物品が含まれていない場合は、自動的に規制対象外になるということなのかと思うんですけれども、それは例えば本来であれば、規制対象物リストが漏れなくリストされていれば、それでいいのでしょうけれども、ここに漏れがあったときに、そのリストにない物が入っていて、それが

濃度基準以下かどうかというのは判断しなくていいのでしょうかという質問と。

あと、それに関連するんですけれども、もしそうだとすると、先ほどコンセプトは何なのかという話もありましたけれども、その規制対象物リストが今、各製品単位で決めようかというような案になっているんですが、例えば鉛が入っていることが問題だということであれば、もう製品ではなくて、例えばプリント基板が入ってる場合、プリント基板をその規制対象物としてリストすると。そうすると、自動的にそれが入っている製品が入ってくるというようなやり方もあるのではないかなというふうに思いまして、これはコメントですけれども、そこに関連しますので、コメント、質問と。

○小島座長 ありがとうございます。それではまとめてお答えできるところをお願いいた します。

○工藤課長補佐 御意見ありがとうございました。まず白鳥先生から御指摘いただいたところの、国際的な目でどう見られるかというのは、非常に大事だと思っております。まさに輸出入のところでどう規制するかというのは、向こうの国に迷惑をかけないということがまず、第一原則となっておりますので、そういった意味で恥ずかしくないといいますか、明確な基準にしていきたいと思ってございます。

あと、このフローの中で除くということが必要ではないかというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。このフローの中に、それは最終版では追加したいと思います。ここは規制対象を踏まえて言えば、それを全て除去した場合は、当然規制対象外になるというふうな判断になると思ってございます。

ここは小口先生の御指摘のところに関連するところでございますが、ちょっと一つ整理として申し上げますと、有害使用済機器は全くゼロから規制対象物をリスト化するという作業になってございますが、バーゼル法自体は、当然バーゼル法の条約の全てのリストはまず大前提、サービス告示にある物は多分大前提にあって、この物たちはもう、それをさらに明確化するためにリストに載るということでございますので、別にこれが対象物リストにいないからといって規制対象外になるわけではなく、あれは明らかに鉛が入っていそうな物だよねとか、バーゼルのここの規制対象になるよねという物が見受けられれば、それは当然規制対象になると。この、今ここで4プラス28になければ規制対象外になるというわけではなくて、当然今までの考え方にそって有害物質があれば、規制対象にはなり得るという整理かと思ってございます。

濃度基準内と言われて、それがもし虚偽なりの証明なりで、森谷様の御質問になりますが、虚偽なりのそういう資料が出て、もし行って、たまたまそれが間違っていたということが後から分かった場合は、当然不法行為となりますので、バーゼル法に基づく措置ができます。

私どもは規制対象ではないというお墨付きを与えることはございませんので、規制対象ではないという説明を受けて、そうですねという話になるだけですので、もしそれがうそであったとか、後から違う事実が判明したら、それは本来手続きをへるべきものであったとして当然不法行為だったというふうになるものと思ってございます。

あと、福田様、あと、乗田様、清水様から頂いたように、火事の問題というのは非常に

大きなところで、まさにそのために、この記述で十分なのかというのは廃掃法の方でも頂いたところで、電池の問題、あとは油の問題というところもあるかと思っております。それは、廃掃法の方での議論でも頂いた内容を今どう考えるかというのは、整理しておるところです。

先ほどちょっと村上先生へのお答えでも申し上げましたように、その物全てを一律に規制すると考えるのか、雑品の中にいるから悪さをするんだと考えるのかと、そこの1個の線はあると思っておりまして、そこをどのように考え方を整理して、現場でどうするのか、現場で皆様が迷われないように、これは明確に規制対象である、規制対象でないということが分かるようにするというのは必要だと思いますし、この2個の法律のここの部分は、まさに連動するというのは、もう福田様、乗田様のおっしゃるとおりで、この2個の法律で併せてこの雑品の問題をどう解決するかという考え方でありますので、そこのリスト化は、そこは意識したいというふうに思ってございます。

○相澤室長 少し補足させていただきます。森谷様の御質問で、今、工藤の方からも不法 行為となりますということを申し上げました。結果的に不法行為となれば、バーゼル法に 基づいて措置命令の対象となることがございますので、場合によっては、そういった措置 を我々の方で行使させていただくようなことはあり得ます。

あともう1点、福田様、乗田様の方から御指摘のありました対象物のところ、こちらも バーゼル条約上は、附属書の中で、引火性ですとか、そういった性質は対象となる特性と して列挙されておりますので、そういった点というのは当然勘案していかなければならな いであろうというふうに思っております。

廃掃法の有害使用済機器の方でも、ちょうど御議論頂いておりますし、顔ぶれを見ていただければお分かりだと思いますけど、委員の方及び行政側もかなりメンバーが重複しておりますので、そういったところでなるべく一体的に考えていきたいということで、先般の検討会の議論後に本日の御議論を踏まえて、また関係省庁とも御相談しながら、ちょっと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○森谷専務理事 くどいようで申しわけありませんけれども、手続を経なくても輸出する ことができるというのは、手続きとはバーゼル法の手続と私は思っていましたが、そこで 前提となるのは、手続を経ないけれども、事前の説明は行政が受けるという場面を想定し て、こういう対応案ができ上がっているという、そういう意味ですね。

○工藤課長補佐 税関を通る際に関係法令確認というのがありますので、バーゼル法上の 規制対象かどうかという疑義があれば、そこの説明は当然しなければならないと、そこが 一つのハードルになると思っております。

# ○森谷専務理事 分かりました。

○小島座長 ありがとうございます。他にこの2点目の論点に関してありますでしょうか。 よろしければ3点目の論点に移りたいと思います。 輸出に係るシップバックの防止についてということで、28ページ目のところに、環境省令として定めるものを、御提案を頂いております。我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、国際的な問題に発展する可能性があること、我が国と輸出先国が規定する有害廃棄物の定義が一致していないなど、我が国よりも輸出先国の規定がより厳しい規定となっていること、輸出先国の規定が明確であること、こういうものを踏まえて環境省令で定めていくという方針を示されています。

これについて御意見等がありますでしょうか、いかがでしょうか。はい、寺園委員、お願いします。

○寺園委員 ありがとうございます。おおむね御提案いただいた方向性で賛成なのですが、 どなたもいらっしゃらないみたいなので、少し感想を申し上げたいと思います。

25ページのところで、これまではこのバーゼル法の対象物のところ、第2条1項の二までしかなかったのに対して、ホを追加されるということで理解しました。これまでの方向ですと、イ、ロ、ハ、ニの二のところにあるような、条約第3条で相手国から通報された物については、分かりましたということで対応するけれども、そうではない物について責任が明確にならない場合があるということで、ホを追加されたということで、それは良かったのだろうというふうに思います。

合同会議で議論されたときは、ちょっとそこまで問題になるんだろうかという疑問もないわけではなかったんですけれども、入れないと明確にならないということでありましたので、これは良いと思います。

その上で、28ページ目にありますような御提案で、2ポツのところで、輸出先で条約上の有害廃棄物とされている物は環境省令で定めることとするけれども、全ての輸出先国について確認することは困難であるから、以下三つに合致するものを環境省令で定めるということで挙げられていまして。

この三つの中の①番目ですね、我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、 国際的な問題に発展する可能性がある、それから②番目で定義が一致しない、③番目が輸 出先の規定が明確ということが書かれています。②番目、③番目は良いと思うんですけれ ども、①番目のところ、この繰り返し発生するというところの読み方がなかなか難しいか なと思います。

例えば回数で言いますと、香港がまさに繰り返し発生、シップバックの要請があるということで、それは入るんだろうというふうに思いますが、ではマレーシア、タイとかはどうなのかと。

1回目はちょっと様子を見るということでしょうか。環境省令ですから環境省の中で決められますので、それはよろしいと思いますけれども、柔軟に見ようといいますか、1回だけではなかなか大変ですよという意味なんだと理解していますので、複数回、そういった事例が出てきましたら、できるだけ迅速に環境省令で対応していただければというふうに考えております。以上です。

#### ○小島座長 白鳥委員。

○白鳥委員 私も寺園先生と同じところに引っかかったんですが、何回かやってみないと 分からないというのはちょっと怖いなということで、考えてみると、先ほど来の私がずっ と言っている国際的に見たらという観点からすると、他国に行ったら廃棄物になってしま うものですよね。一方で、リユースについては日本でも 3R と言っているぐらいで、別に 100%全部が悪いのではない、ただ、他国とのボーダーが違うという話ですよね。

問題は何かというと、シップバックだから、他国から何か言われたときに、ちゃんとその人たちが戻せればいいということなので、そうすると、バーゼルの根本に戻っていくと、ポテンシャル廃棄物、向こうの国でポテンシャルな廃棄物だから、だから、こちらから輸出するときに、やっぱり資力保証を求めるとか、バーゼルが普通やっていることをまず求めていっておいて、それで、それが要らなくなったら解除すればいいし、そうすれば、この①をやって何かつんつんとつついているときにも、安心してできるのかなという気がするんですよ。

それから、やっぱり対象物自体は、多分技術の進歩とかいろんなことがあってどんどん変わっていくので、あまりがっちりしたものはいけないので、最初はポテンシャルというような形で、そういう戻されても大丈夫な体制というのを考えた方が現実的ではないかなと、意見として思いました。

○小島座長 ありがとうございます。事務局から何か。

○工藤課長補佐 ありがとうございます。まさにその繰り返し発生する、では何回になったら対象になるんだと言われると、なかなかそれは難しいところではあると考えております。

ただ、「など」というふうに書かせていただいたのは、シップバック通報というものは、これはバーゼル条約の通報回数を私どもはベースにしておりますが、必ずしも送り返されたからといって、政府間の通報がなされているわけではないと思っておりまして、いわゆる政府の把握し得ないところで戻ってきているものもありますし、1回だけ起きても大問題になるような物もあるということだと思いますので、必ずしも回数ではなくて、あくまで国際的な問題に発展する可能性が高いという判断基準と思っておりまして、香港まではここまで経年的に継続しているので、該当するという考え方をするのかなと思っているところです。

あと、白鳥先生のところのリユースで行く物のところで、まずちょっとこの今回の規制、 では、別に禁止するわけではありません。もちろん規制対象に入れますので、手続は踏ん でくださいというふうになるということでございます。まず禁止するわけではないという ことが1点ありますのと、ちょっとこれはここに明示的に書いておりませんが、他の規制 対象物と完全に一律なほどに規制をかけるべきかというと、それも違うのではないかと思 ってございます。

もし仮にこれを、香港の規制対象物を他の物と全部一緒にしますと、環境大臣確認の対象になりますので、それこそ私どもが現地確認までして、どんな設備でやっているかとかまで全部見ると、分厚い書類を出すという手続きになりますので、そこまでするようなものではないと思います。

規制対象に入ったとしても、手続は簡素なものになっておくと。その審査の考え方はも う少し整理が要りますが、がちがちの審査にいくわけでもないですが、きちんとシップバ ックが起きないように、例えば向こうの国の許可を取っていることを最低限確認すると、 そういうやりかたなのかなと思っております。

○小島座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

私から1点あるのですけれども、輸出先国の規制の基準が緩むような可能性もあるかと 思いますので、その場合、どういうふうに確認をして省令から外すかとか、その辺も考え ておいていただいた方がいいかなと思います。

- ○工藤課長補佐 はい。
- ○小島座長 他に何かありますでしょうか。よろしいですか。

## (3) その他

○小島座長 全体的に何か言い残したことがあれば。一応本日の議題としてはここまでという形なんですけど、全体で何かありましたら御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、本日は熱心な御議論を頂きまして、ありがとうございました。以上をもちまして、 本日の検討会での議事は終了いたします。

第2回目以降で、いろいろお答えいただいた例とかに対応いただいて、さらにもう1回 御検討いただくという形になるかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。司会 を事務局にお返ししたいと思います。

## 3. 閉会

○森部主任研究員 小島座長、どうもありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局にて原案を作成いたしまして、後日、委員の皆様 に御確認いただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上で第1回特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会を終了させていただきます。長時間御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

以上